

確定申告と市・県民税の申告

令和元年分の申告は3月16日(月)まで
申告時の注意点や申告方法をお知らせします

問い合わせ 確定申告・伊丹税務署 ☎(779) 61221

市・県民税の申告・市民税課 ☎(740) 1132

確定申告

源泉徴収票などの添付が不要になりました

令和元年分の申告から、源泉徴収票などの添付が不要となりました。ただし、内容を申告書に記載する必要があります。「伊丹市立産業情報センター」で申告書を作成する人は源泉徴収票を持参してください。

【添付不要となる書類】

給与や退職所得、公的年金などの源泉徴収票▽配当等とみなす金額に関する支払通知書▽上場株式配当等の支払通知書▽特定口座年間取引報告書▽オープン型証券投資信託収益の分配の支払通知書
消費税確定申告書の作成は区分経理が必要
軽減税率制度の実施で、消費税確定申告手続きが一部変更になりました。



仕入れや経費に軽減税率(8%)対象品目がある場合、仕入れや税率ごとに区分して帳簿に記載してください。仕入税額控除の適用を受けるには「区分経理」をした帳簿の保存が必要です。

「課税取引金額計算表」の作成決算書類(青色申告決算書など)に記載の決算額は税率ごとの区分がないため、決算書類からは消費税の申告書が作成できません。「課税取引金額計算表(事業所得用)」などで整理しておくことで、申告と納付期限は

表1 確定申告の会場(3月16日まで)

会場	受け付け日時	申告相談	申告書の交付	申告書の受け付け
伊丹市立産業・情報センター (公共交通機関で来場)	2月17日(月)～3月16日(月)の平日と、 2月24日(休)、3月1日(日)の午前9時～午後4時(混雑状況により、早く締め切る場合あり)	○	○	○
市役所7階会議室	2月12日(水)・13日(木)の午前9時～午後4時と14日(金)午前9時～正午	×	×	○
伊丹税務署	平日の午前8時半～午後5時	×	○	○

3月31日(火)です。
申告はスマートフォンが便利
申告書は、パソコン・スマートフォンを使って国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」で作成し、e-Tax(国税電子申告・納税システム)で提出できます。書面での提出方法は表1の通り。今年度から、市役所で申告書は交付しません。
郵送で税務署へ提出することもできます。申告書の控えに受け付け印が必要な場合は、必ず切手を貼った返信用封筒を同封してください。

市・県民税の申告

市・県民税の申告対象者は次の通り(令和2年1月1日現在)。表2の通り受け付けます。なお、配当には未上場も含まれます。

A 市外在住で、市内に事務所や事業所、家屋敷がある人
B 市内在住で①～⑧のいずれかに該当する人

①令和元年(平成31年1月1日)～令和元年12月31日)中に事業、不動産、配当などの所得があった②給与所得者で日給、家事手伝い、その他の理由で、勤務先から市に給与支

払報告書が提出されない③給与所得以外に家賃、年金、配当などの所得があった④令和元年(平成31年1月1日)～令和元年12月31日)中に中途退職し、再就職していない人で、前勤務先から市へ給与支払報告書が提出されていない⑤配当所得がある人で、所得税の確定申告をしなかった⑥寄付金、医療費控除などを受けようとする⑦年金・恩給などの公的年金の受給者で、公的年金などの所得以外に、家賃、配当、給与などの所得があった⑧社会保険料、医療費などの諸控除を受けようとする

表2 市・県民税の受け付け

対象と場所	受け付け日時
▶収入があった人 市役所2階の市民税課	2月17日(月)～3月16日(月)の平日午前9時～午後5時半
▶収入がなかった人 同1階の国民健康保険課	

確定申告をする人は申告不要。必要と思われる人に、2月上旬に申告書を発送しますので、期限までに提出してください(郵送可)。なお、確定申告の相談・受け付けはしません

国民健康保険・後期高齢者医療制度 加入者の皆さんへ

申告方法で算定対象が変わります

配当所得・株式譲渡所得などがある場合、申告方法を選ぶことができます。

▶源泉徴収で納税を終わらせる

国民健康保険税と後期高齢者医療保険料の算定対象となりません。ただし、確定申告をせず、市・県民税の申告をした場合は算定の対象となります。

▶確定申告を行う

合計所得金額に加算されるため、保険税(料)の算定対象となります。ただし、3月16日(月)までに市役所2階の市民税課に届け出れば、算定外とすることができます。

問い合わせ 市民税課 ☎(740)1132、国民健康保険課 ☎(740)1170、医療助成・年金課 ☎(740)1108

4月1日から市役所などで働く

市政運営を支える 会計年度任用職員を募集

4月1日採用の会計年度任用職員を募集します。希望者は各担当課に備え付けの申込書(看護師・保健師は履歴書)に必要事項を書き、担当課へ提出してください。令和2年4月から嘱託職員と臨時職員が「会計年度任用職員」に変わります。

子どもの人権オンブズパーソン調査相談専門員

子どもの権利条約の普及と、いじめや虐待など子どもの人権問題の解決に取り組む人を2人。

対象: 次のいずれかを満たす人。①教育・法律・心理・福祉・社会学に関する大学院修士課程を修了、または令和2年3月末までに修了見込み②学校教育法に基づく4年制大学を卒業、または令和2年3月末までに卒業見込みで子どもに関わる活動経験が3年以上ある▶**試験日:** 2月21日(金)▶**受け付け:** 2月12日(水)まで、詳しくは募集要項を確認▶**担当:** 市役所5階の子どもの人権オンブズパーソン事務局 ☎(740)1235

就労支援員

生活保護受給者の就労支援業務を行う人を1人。

対象: 普通自動車運転免許を持ち、パソコン(ワードとエクセル)が使用でき、次のいずれかを満たす人。①就労相談業務の経験が1年以上ある②社会福祉主事任用資格があり、行政機関や福祉施設、医療機関などで相談業務経験が1年以上ある▶**試験日:** 2月14日(金)▶**受け付け:** 2月12日(水)まで。詳しくは募集要項を確認▶**担当:** 市役所2階の生活支援課 ☎(740)1173

公民館の専門事務

市内の公民館で事務を行う人を1人。

対象: パソコン(ワードとエクセル)が使用でき、社会教育に意欲がある人▶**試験日:** 2月23日(金)▶**受け付け:** 2月3日(月)～14日(金)、詳しくは募集要項を確認▶**担当:** キセラ川西プラザ3階の川西公民館 ☎(758)0103

保健センターの看護師・保健師

保健センターで検診・健診をする看護師と保健師の登録を随時受け付けています。

対象: 看護師または保健師免許を持つ人▶**担当:** 保健センター ☎(758)4721

高額医療・高額介護合算制度の申請はお早めに

医療・介護の 限度額超過分費用を支給

国民健康保険と後期高齢者医療制度で、令和元年7月31日までの1年間で医療・介護の自己負担額(注1)が、年間の自己負担限度額を超えた場合、申請すると超過額が支給されます(注2)。

自己負担限度額は、7月に送付した「国保ガイドブック」「後期高齢者医療の概要」または市ホームページなどから確認できます。

対象者には案内を送付します

国民健康保険の対象者には2月下旬、後期高齢者医療制度の対象者には3月中旬に案内を送付予定です。

対象期間中に加入保険が変わっている場合は送付できません。

自己負担の合計額が高額になっていると思われる場合は、国保加入者は国民健康保険課給付担当、後期高齢者医療保険加入者は県後期高齢者医療広域連合へ。



注1 高額療養費などの支給がある場合は、その支給額を差し引いた負担額。

注2 500円以下は対象外。住民票上同じ世帯でも、加入している健康保険が異なる場合は、別世帯となり合算できません。

問い合わせ

国民健康保険加入者…国民健康保険課 ☎(740)2006
後期高齢者医療保険加入者…県後期高齢者医療広域連合 ☎078(326)2023